

平成 2 6 年第 2 回中間市議会定例会会期日程(案)

(会 期 6 月 1 0 日～6 月 2 4 日：1 5 日間)

月 日	曜	本 会 議	委 員 会	審 査 事 項
6 月 1 0 日	火	開 議 午前 1 0 時		1. 会期の決定 2. 農業委員会委員の推薦 3. 同意第 1 号・第 2 号 4. 承認第 5 号～第 9 号 5. 議案第 2 6 号～第 2 9 号 「 議案上程・提案理由説明 」「 「 質疑・討論・採決 」
6 月 1 1 日	水	休 会		
6 月 1 2 日	木	開 議 午前 1 0 時		1. 一般質問 2. 承認第 5 号～第 9 号 3. 議案第 2 6 号～第 2 9 号 [質疑・討論・採決・委員会付託]
6 月 1 3 日	金	休 会		
6 月 1 4 日	土	休 会		
6 月 1 5 日	日	休 会		
6 月 1 6 日	月	休 会	委 員 会	
6 月 1 7 日	火	休 会	委 員 会	
6 月 1 8 日	水	休 会	委 員 会	
6 月 1 9 日	木	休 会	委 員 会	
6 月 2 0 日	金	休 会	委 員 会	
6 月 2 1 日	土	休 会		
6 月 2 2 日	日	休 会		
6 月 2 3 日	月	休 会		
6 月 2 4 日	火	開 議 午前 1 0 時		1. 承認第 3 号・第 4 号 2. 議案第 2 6 号～第 2 9 号 3. 意見書案第 7 号～第 1 2 号 4. 追加議案 「 議案上程・提案理由説明 」「 「 委員長報告・質疑・討論・採決 」

諸 般 の 報 告

第 2 回中間市議会定例会

平成 2 6 年 6 月 1 0 日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、3 月 7 日、1 8 日、2 0 日、2 6 日、4 月 1 日、7 日、2 3 日、5 月 1 日、1 5 日、6 月 3 日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 一般会計及び特別会計等 | 平成 2 4 年度 9 月分～5 月分
平成 2 5 年度 4 月分～8 月分 |
| (2) 水 道 事 業 会 計 | 平成 2 5 年度 1 1 月分～1 2 月分 |
| (3) 病 院 事 業 会 計 | 平成 2 5 年度 9 月分～1 1 月分 |

2. 地方自治法第 1 9 9 条第 9 項の規定により、定期監査結果報告書を、3 月 7 日、1 8 日、2 6 日、4 月 7 日、2 3 日、5 月 1 日、6 月 3 日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 都 市 整 備 課 | 平成 2 4 年度
平成 2 5 年度 (平成 2 5 年 4 月～1 0 月) |
| (2) 産 業 振 興 課 | 平成 2 4 年度
平成 2 5 年度 (平成 2 5 年 4 月～1 0 月) |
| (3) 教 育 総 務 課 | 平成 2 4 年度
平成 2 5 年度 (平成 2 5 年 4 月～1 1 月) |
| (4) 学 校 教 育 課 | 平成 2 4 年度
平成 2 5 年度 (平成 2 5 年 4 月～1 2 月) |
| (5) 下 水 道 課 | 平成 2 4 年度
平成 2 5 年度 (平成 2 5 年 4 月～1 2 月) |
| (6) 選挙管理委員会事務局 | 平成 2 4 年度
平成 2 5 年度 (平成 2 5 年 4 月～平成 2 6 年 1 月) |
| (7) 会 計 課 | 平成 2 5 年度 (平成 2 5 年 4 月～平成 2 6 年 2 月) |
| (8) 中央公民館及び働く婦人の家 | 平成 2 5 年度 (平成 2 5 年 4 月～平成 2 6 年 2 月) |

3. 地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、平成 2 5 年度中間市一般会計繰越明許費

繰越計算書を、５月２３日付で市長から受領した。

- ４．地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、中間市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、５月３０日付で市長から下記のとおり受領した。

記

- （１）中間市土地開発公社決算審査意見書
- （２）平成２５年度中間市土地開発公社決算書
- （３）平成２６年度事業計画及び収入支出予算書

（意見書の提出）

平成２６年３月２６日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対しそれぞれ送付した。

記

- （１）福島第一原発の放射能汚染水問題の解決のために国の総力を挙げた対応を求める意見書
- （２）福岡県として、住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書
- （３）集団的自衛権行使のための、解釈改憲の動きを中止するよう求める意見書
- （４）食の安全・安心の確立を求める意見書
- （５）福岡県内小・中学校の全学年での少人数学級の早急な実現を求める意見書

平成26年 第2回 6月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第1日)

平成26年 6月10日 (火曜日)

議事日程 (第1号)

平成26年 6月10日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 中間市農業委員会委員の推薦
- 日程第 3 同意案第1号 監査委員の選任について
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 同意案第2号 中間市等公平委員会の委員の選任について
(日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 7 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第5～日程第7 提案理由説明)
- 日程第 8 承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 9 承認第9号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第8～日程第9 提案理由説明)
- 日程第10 第26号議案 平成26年度中間市一般会計補正予算 (第1号)
(日程第10 提案理由説明)
- 日程第11 第27号議案 中間市市税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第28号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
(日程第11～日程第12 提案理由説明)
- 日程第13 第29号議案 消防救急無線デジタル設備及び高機能消防指令センター設備の購入について
(日程第13 提案理由説明)
- 日程第14 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (19名)

1 番 堀田 英雄君

2 番 植本 種實君

3 番	田口 善大君	4 番	小林 信一君
5 番	宮下 寛君	6 番	青木 孝子君
7 番	田口 澄雄君	8 番	掛田るみ子君
9 番	草場 満彦君	10 番	中尾 淳子君
11 番	山本 慎悟君	12 番	佐々木晴一君
13 番	安田 明美君	14 番	中野 勝寛君
15 番	原田 隆博君	16 番	下川 俊秀君
17 番	井上 太一君	18 番	片岡 誠二君
19 番	米満 一彦君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	行徳 幸弘君
教育長	………	増田 俊明君	総務部長	………	白尾 啓介君
総合政策部長	………	柴田精一郎君	市民部長	………	高橋 洋君
保健福祉部長	………	白橋 宏君	建設産業部長	………	後藤 哲治君
教育部長	………	松尾 壮吾君			
環境上下水道部長	………				永野 博之君
市立病院事務長	…	芳野 文昭君	消防長	………	須本 弘幸君
総務課長	………	園田 孝君	企画政策課長	………	藤崎 幹彦君
財政課長	………	田代 謙介君	課税課長	………	貞末 孝光君
人権男女共同参画課長	………				蛙田 由美君
福祉支援課長	………	藤田 宜久君	健康増進課長	………	岩河内弘子君
土木管理課長	………	藤田 晃君	産業振興課長	………	古賀 敬英君
消防本部総務課長	………				新垣 賢司君
予防課長	………	林 誠志君			
監査委員事務局長	………				岩崎 孝幸君

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書記	岡 和訓君
書記	船元 幸徳君	書記	熊谷 浩二君

午前10時01分開会

○議長（堀田 英雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は19名で定足数に達しております。

これより平成26年第2回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日より6月24日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は15日間と決しました。

日程第2. 中間市農業委員会委員の推薦

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第2、中間市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

今回推薦を求められております委員は2名であります。

お諮りいたします。推薦の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

中間市農業委員会委員には宮下寛君及び原田隆博君の2名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました両君を中間市農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました両君を推薦することに決しました。

日程第 3. 同意案第 1 号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第 3、同意案第 1 号監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第 1 号監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本市の監査委員であります吉田秀樹氏の任期が平成 26 年 6 月 30 日で満了いたします。つきましては、後任といたしまして、人格が高潔で、行政運営にすぐれた識見を有する長野熙氏をご選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第 1 号は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより同意案第 1 号監査委員の選任についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（堀田 英雄君）

ただいまの出席議員は 18 名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（堀田 英雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(堀田 英雄君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....			
2 番	植本 種實議員	3 番	田口 善大議員
4 番	小林 信一議員	5 番	宮下 寛議員
6 番	青木 孝子議員	7 番	田口 澄雄議員
8 番	掛田るみ子議員	9 番	草場 満彦議員
10 番	中尾 淳子議員	11 番	山本 慎悟議員
12 番	佐々木晴一議員	13 番	安田 明美議員
14 番	中野 勝寛議員	15 番	原田 隆博議員
16 番	下川 俊秀議員	17 番	井上 太一議員
18 番	片岡 誠二議員	19 番	米満 一彦議員
.....			

○議長(堀田 英雄君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(堀田 英雄君)

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に植本種實君及び米満一彦君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（堀田 英雄君）

投票の結果を報告いたします。投票総数 18 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成 13 票、反対 5 票です。

以上のとおり賛成多数であります。よって、同意案第 1 号についてはこれを同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

.....

午前10時13分再開

○議長（堀田 英雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第 4. 同意案第 2 号

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第 4、同意案第 2 号中間市等公平委員会の委員の選任についてを議題いたします。

提案理由を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第 2 号中間市等公平委員会の委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本市の公平委員であります日高英男氏の任期が平成 26 年 6 月 21 日で満了となりますことから、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、かつ人事行政にすぐれた識見を有しておられます菅尾暁氏を任命いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第 2 号は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

討論なしと認めます。

これより同意案第2号中間市等公平委員会の委員の選任についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(堀田 英雄君)

ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(堀田 英雄君)

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(堀田 英雄君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

2 番	植本 種實議員	3 番	田口 善大議員
4 番	小林 信一議員	5 番	宮下 寛議員
6 番	青木 孝子議員	7 番	田口 澄雄議員
8 番	掛田るみ子議員	9 番	草場 満彦議員
10 番	中尾 淳子議員	11 番	山本 慎悟議員
12 番	佐々木晴一議員	13 番	安田 明美議員
14 番	中野 勝寛議員	15 番	原田 隆博議員

16番 下川 俊秀議員

17番 井上 太一議員

18番 片岡 誠二議員

19番 米満 一彦議員

.....

○議長（堀田 英雄君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（堀田 英雄君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に田口善大君及び片岡誠二君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（堀田 英雄君）

投票の結果を報告いたします。投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成18票、反対ゼロ。

以上のとおり全員賛成であります。よって、同意案第2号についてはこれを同意することに決しました。

_____ . _____ . _____

日程第5. 承認第5号

日程第6. 承認第6号

日程第7. 承認第7号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第5、承認第5号から日程第7、承認第7号までの専決処分3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

承認第5号、承認第6号及び承認第7号につきましては、関連がございますので、あわせてご報告を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴いまして、中間市市税条例等、中間市都市計画税条例及び中間市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、同法の改正におきましては一部の規定の施行日が本年4月1日でありましたことから、この施行日の部分につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分といたしましたので、同条第3項の規定により市議会に報

告をいたしまして承認を求めるものでございます。

今回の条例改正の主な内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、承認第5号におけます市税条例等の改正でございますが、市民税の部分におきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限を3年延長いたしております。

次に、固定資産税の部分におきましては、公共の危害防止のために設置された設備、浸水防止用設備、ノンフロン製品に係る償却資産の課税標準の特例措置を設ける、わがまち特例を導入することといたしております。また、耐震改修が行われました要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額措置としまして、2年間、税額を2分の1とすることといたしております。

さらに、市税条例及び市税条例の一部改正条例におきまして、引用しております地方税法の条項名が同法の改正によりまして改めておりますことから、条文の整備も行っております。

次に、承認第6号における都市計画税条例の改正でございますが、地方税法附則第15条の固定資産税等の課税標準の特例を定める規定中におきまして、項の改廃等がなされましたことに伴いまして、条例中に引用しております同条の引用部分を整備するものでございます。

最後に、承認第7号におけます国民健康保険税の改正でございますが、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の限度額を14万円から16万円に、介護納付金課税額の限度額を12万円から14万円に引き上げるものでございます。

また、低所得の世帯に対します軽減措置の拡充といたしまして、5割軽減基準額の算定にあつては、従来は基礎控除額への加算額の算出において被保険者と特定同一世帯所得者には納税義務者を加えていなかったところ、今回の改正におきまして納税義務者を加えることといたしております。また、2割軽減基準額の算出にあつては、加算額の算出において1人当たりの加算額を35万円から45万円に引き上げることといたしております。

なお、改正条例の施行日につきましては、地方税法の改正にあわせまして本年4月1日といたしております。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております専決処分3件に対する質疑は6月12日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第8．承認第8号

日程第9．承認第9号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第 8、承認第 8 号及び日程第 9、承認第 9 号の専決処分 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

承認第 8 号損害賠償の額を定め、和解することにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の決定により専決処分といたしましたので、ご報告を申し上げます。

平成 25 年 7 月 30 日、午前 10 時ごろ、本市所有の送迎車が地域総合福祉会館の利用者を送迎中、利用者を降車させるため、一時停止をした後、徐行前進したところ、後方から追い越し、左折しようとした本件事件の相手方が所有する自動車に接触をし、当該自動車を破損させました。

この事故に係る賠償につきましては、本市が加入しております損害保険会社において、損害賠償の額が 30 万 4,056 円と算定されましたことから、相手方と本年 4 月 14 日付で損害賠償の額を 30 万 4,056 円とし、和解することにつきまして専決処分をいたしました。

つきましては、地方自治法第 179 条第 3 項の規定によりまして議会に報告をし、承認を求めるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

承認第 9 号損害賠償の額を定め、和解することにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によりまして専決処分といたしましたので、ご報告を申し上げます。

平成 26 年 4 月 3 日、午後 7 時 30 分ごろ、中間市中尾一丁目に在住の女性が、中間市道路線であります中尾 1 号線を歩行していましたが、老朽化により破損しておりましたラバーポールにつまずき転倒し、けがをいたしました。

この件に係る損害につきましては、本市が加入しております損害保険会社において、損害賠償の額が 1 万 8 70 円と算定されましたことから、相手方と本年 5 月 8 日付で損害賠償の額を 1 万 8 70 円とし、和解することにつきまして専決処分をいたしました。

なお、賠償金 1 万 8 70 円につきましては、損害保険会社から相手方に直接支払っております。

つきましては、地方自治法第 179 条第 3 項の規定によりまして議会に報告をし、承認を求めるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております専決処分 2 件に対する質疑は 6 月 12 日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第10、第26号議案平成26年度中間市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第26号議案平成26年度中間市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の内容といたしまして、まず本市では、明治日本の産業革命遺産、九州・山口と関連地域の構成資産であります官営八幡製鐵所、遠賀川水源地ポンプ室の平成27年の世界文化遺産登録を目指した取り組みを推進しております。本年9月に実施されます世界遺産登録の事前審査機関でありますイコモスによる現地調査に向け、市民と行政が一体となったより一層の取り組みが必要となってまいります。

そこで、まずは市が全庁的に取り組む姿勢を市民の皆様にアピールするため、毎週月曜日と水曜日を世界遺産登録推進の日といたしまして、この両日には、市民の皆様と接する機会の多い窓口担当職員及び世界遺産登録推進室所属職員がPR用のポロシャツを着用し、業務に従事することといたします。このPR用のポロシャツ200着の購入費を総務費において70万計上いたしております。

世界遺産への登録への全庁的な取り組みを市民の皆様に周知することが、ひいては市民と行政が一体となった機運の醸成とつながるよう事業を推進してまいります。

次に、土木費におきまして、本年7月1日から無人化されますJR筑前垣生駅の駅前広場等の管理委託料を20万円計上するものでございます。

具体的な内容といたしましては、駅前広場、トイレ及び駅舎の清掃並びに自転車置き場の管理を委託するもので、この業務の実施に伴いまして、週に5日間、利用者の多い午前7時から午前9時までの間、人員が配置されることになり、駅周辺の景観整備に加え、人員配置によります防犯効果も見込めるものとなります。

また、防犯対策につきましては、当初予算にてご承認をいただいております防犯カメラの設置等をあわせまして、折尾警察署、地元自治会等との連携を密にし、無人となった後も利用者が安心して快適に利用できる施設の提供に万全を期してまいりたいと、そのように思っております。

このような歳出に対します財源といたしましては、歳入予算につきましては、地域振興整備基金繰入金で90万円、増額補正いたしております。

以上によりまして、歳入歳出予算それぞれ90万円を追加をいたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ172億1,900万円とするものでございます。

どうぞご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております第26号議案に対する質疑は6月12日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第11. 第27号議案

日程第12. 第28号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第11、第27号議案及び日程第12、第28号議案の条例改正2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第27号議案中間市市税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、県下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点及び税制抜本改革を着実に実施するため、平成26年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されましたことに伴うものでございます。

条例改正の主な内容を申し上げますと、まず1点目といたしましては、法人市民税における法人税割の税率を引き下げるものでございます。現在の法人税割の税率は14.5%でございますが、平成26年の10月1日以降につきましては、これを11.9%とするものでございます。

次に、2点目といたしましては、軽自動車等の標準税率を引き上げるものでございます。原動機付自転車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車の標準税率につきましては、現行の約1.5倍に引き上げた上で、新税率が2,000円に満たないときは2,000円とするものでございます。

また、三輪以上の軽自動車及び小型特殊自動車につきましては、自家用車にあっては現行の1.5倍に、その他の区分の車両にあっては現行の1.25倍に引き上げるものでございます。

平成27年度以降の軽自動車税について適用するものでございます。ただし、平成27年3月31日までに道路運送車両法第60条第1項後段の規定によります車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車につきましては、現行の税率のまま据え置くことといたしております。

最後に、3点目といたしまして、同じく軽自動車税に関するものでございます。普通自動車税において既に導入されております経年車重課税制度につきまして、軽自動車税におきましてもグリーン化を進める観点から、道路運送車両法第60条第1項の後段の規定によりまして、車両番号の指定を受けた月から起算しまして14年を経過した月の属する年度以降の三輪以上の軽自動車に対しまして、さきにご説明をいたしました引き上げ後の標

準税率のおおむね20%の重課税率を平成28年度から適用するものでございます。

以上、平成26年度税制改正に係る条例改正の主な内容でございます。

ご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

次に、第28号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、消防法施行令の一部を改正する政令が平成25年12月27日に公布されましたことに伴うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、平成25年8月15日、京都府福知山市で行われました花火大会におきまして多数の死傷者が発生した事件等を踏まえ、多数の者が集まる催しについての防火安全対策を図るため、液体燃料等を使用する催しにおきましては消火器の準備を義務づけ、また対象火気器具等を使用する露店等が開設される催しにおきましては消防長への事前の届け出を義務づけるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、平成26年8月1日といたしております。

ご審議のほどをどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております条例改正2件に対する質疑は6月12日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第13．第29号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第13、第29号議案消防救急無線デジタル設備及び高機能消防指令センター設備の購入についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第29号議案消防救急無線デジタル設備及び高機能消防指令センター設備の購入について、提案理由を申し上げます。

消防救急無線につきましては、従来からアナログ通信方式による音声を中心とした運用を行ってまいりましたが、電波資源の有効利用のため、多様なデータ通信ができるデジタル通信方式の導入が求められております。

平成28年6月1日から、消防救急無線につきましては、デジタル通信方式へ完全移行することが決定されました。このため、既存の設備をデジタル無線に対応できる設備にほぼ全面的に取りかえる必要がございます。このことから、移行期限までに円滑に事業を実施するため、平成25年度、コンサルタント業者と委託契約を締結をいたしまして、実施設計を行ってまいりました。

なお、消防救急無線デジタル設備は、防災対策事業債とあわせまして、宝くじ収益金に

より運営されております公益財団法人福岡県市町村振興協会による助成金を活用し、実質的な市の負担を伴わずに実施できるものでございます。

また、高機能消防指令センターの設備につきましては、同協会の助成の対象外となりますが、消防救急無線デジタル設備とあわせ整備することで、緊急防災・減災事業債を活用できることとなっております。

本事業債は、充当率が100%であり、そのうち地方交付税算入率が70%でありますので、他の事業債と比較しても財政的にも非常に有利なものでございます。

消防救急無線デジタル設備及び高機能消防指令センター設備の購入に当たりましては、本年4月の21日に、2社によりまして入札を行いましたところ、西日本電信電話株式会社北九州支店が4億1,796万円で落札しましたことから、同日付で同社と仮契約を締結いたしております。

つきましては、同社から消防救急無線デジタル設備及び高機能消防指令センター設備を購入するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております第29号議案に対する質疑は6月12日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第14. 会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第14、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において小林信一君及び井上太一君を指名いたします。

○議長（堀田 英雄君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これにて散会をいたします。

午前10時43分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議 員 小 林 信 一

議 員 井 上 太 一